吉川市下水道事業審議会

第４回

令和７年１０月７日（火）

目次

公共下水道事業
・下水道使用料の改定について
（１）使用料体系について
（２）現状と課題
（３）使用料体系のモデルパターン
（４）使用料改定の基本方針

前回の振り返り

吉川市の改定方針

1．改定時期について

早期に行うことが望ましいが、条例改正、市民周知、システム改修等の準備期間として１年半年程度の経過措置を設け、令和10年1月以降に行う。

2．改定率について

持続可能な下水道サービスを提供していくためには、安定的な経営を維持するだけではなく、将来課題に備え、しっかりと資金を確保していくことが求められる。
そのために、流動比率は、一般的に望ましいとされている120％以上を維持することを目標に、令和10年1月以降に20％を目安として改定を行う。
なお、令和15年以降の改定率については、令和11年度の経営戦略改定で投資財政計画を再度検証し、改定率の決定を行う。

前回の振り返り

使用料改定フロー

使用料改定率の目安を決定

今回審議

使用者群の区分（水量区分の設定）

使用料体系の設定（基本使用料・従量使用料）

（１）使用料体系について

【使用料体系とは】
使用料の対象経費を、個々の使用者にどのように配分し、負担させるのかを体系化したもの。

【使用料設定の原則（下水道法第20条第2項）】
・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
・能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること。
・定率又は定額をもつて明確に定められていること。
・特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

【体系の種類】

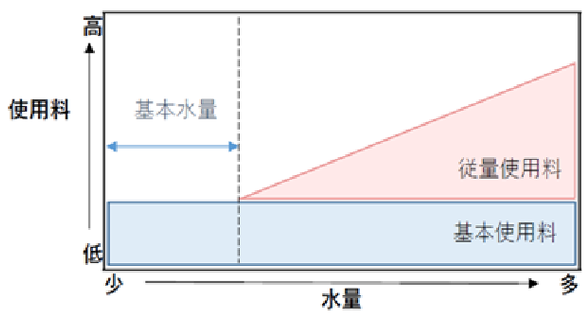
- 一部使用料制
 - 基本使用料制
 - 従量使用料制
- 二部使用料制
 - 基本使用料制
 - ＋ 基本水量あり・なし
 - 従量使用料制

（１）使用料体系について

吉川市の使用料体系

二部使用料制

種別 用途別	基本使用料（１か月） 排除汚水量	基本使用料（１か月） 使用料	従量使用料（１㎥あたり） 排除汚水量	従量使用料（１㎥あたり） 使用料
一般汚水	基本水量制 10㎥	800円	11～20㎥	90円
			21～30㎥	100円
			31˜50㎥	120円
			51～70㎥	140円
			71～100㎥	170円
			101㎥以上	220円
公衆浴場汚水	1㎥につき60円		累進制（逓増型）	



20㎥使用時 ※2か月分

基本使用料：1,600円
1,600円×1.1＝1,760円

40㎥使用時

基本使用料：1,600円
従量使用料：90円×20㎥＝1,800円
（1,600円＋1,800円）×1.1＝3,740円

60㎥使用時

基本使用料：1,600円
従量使用料： 90円×20㎥＝1,800円
100円×20㎥＝2,000円
（1,600円＋1,800円＋2,000円）×1.1＝5,940円

（１）使用料体系について

【基本使用料とは】

・使用量の有無にかかわりなく賦課されるもの。

⇒人口や排水量の増減による影響が少ないが、小口利用者にとって負担が大きい。

【従量使用料とは】

・使用量の多寡に応じて算定し賦課されるもの。

⇒使用者の公平性が図れるものの、人口や排水量の増減による影響が大きい。

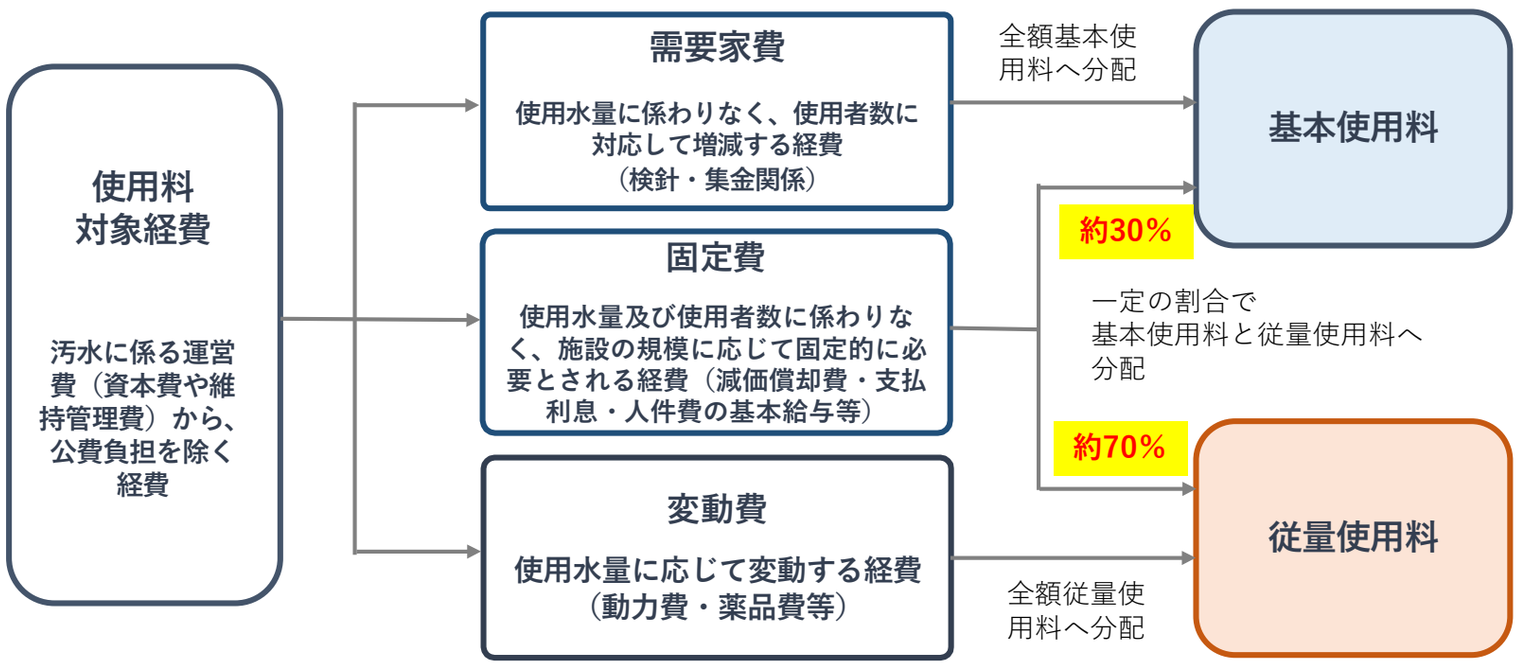
【二部使用料制を採用する理由】

・二部使用料制度とは、基本使用料と従量使用料の２つで構成された使用料制度である。

・**経営の安定性の確保には、基本使用料と従量使用料を併置する方法が有効**であるとされており、多くの地方公共団体で採用されている使用料制度である。（公益社団法人 日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」）

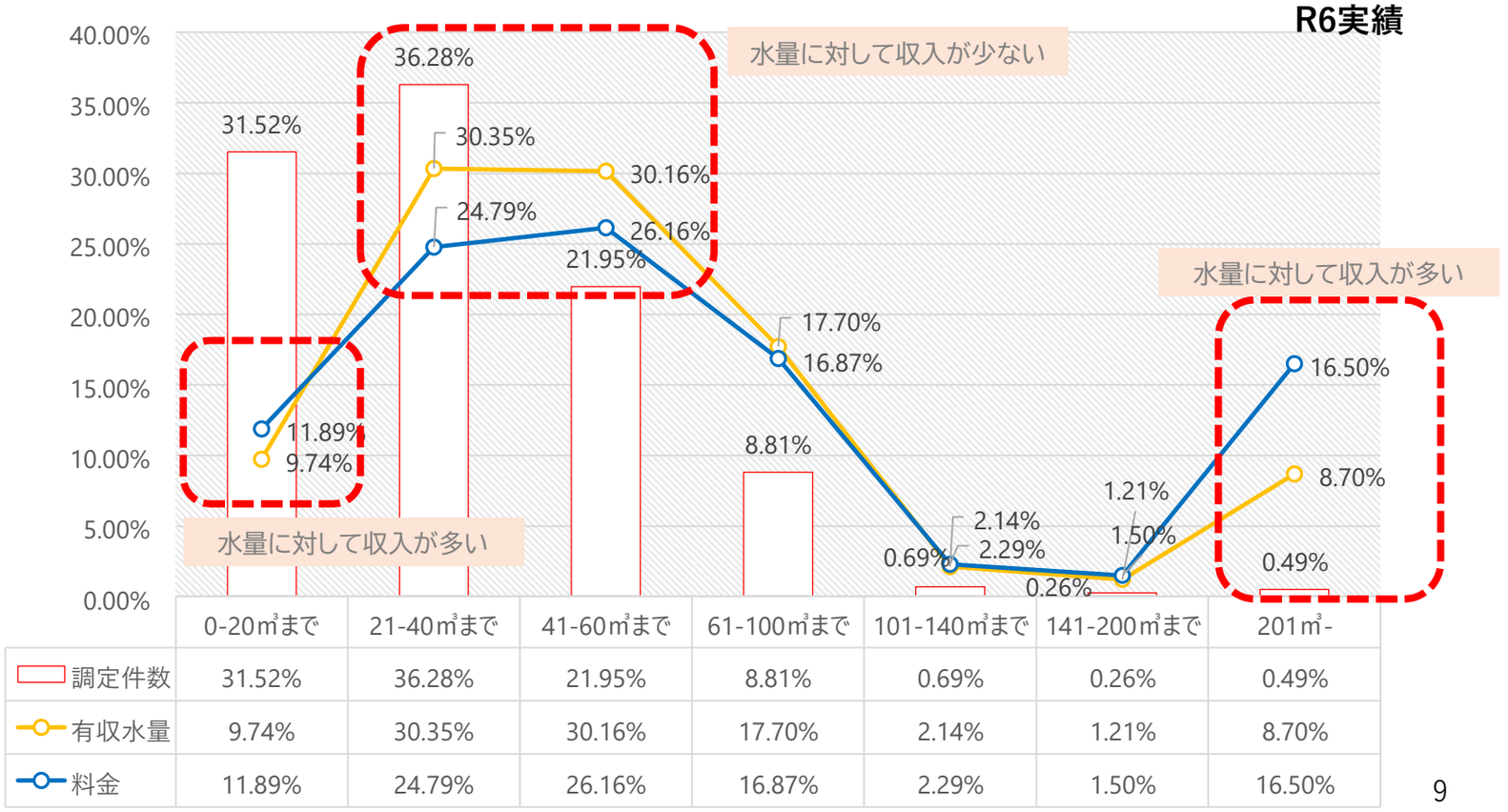
（１）使用料体系について

使用料対象経費の分解



（２）現状と課題

R6実績



	0-20㎥まで	21-40㎥まで	41-60㎥まで	61-100㎥まで	101-140㎥まで	141-200㎥まで	201㎥-
調定件数	31.52%	36.28%	21.95%	8.81%	0.69%	0.26%	0.49%
有収水量	9.74%	30.35%	30.16%	17.70%	2.14%	1.21%	8.70%
料金	11.89%	24.79%	26.16%	16.87%	2.29%	1.50%	16.50%

（２）現状と課題

一般的な使用者群の区分

水量(㎥)	世帯	事業所等
0	単身世帯	公民館
10	2人世帯	小型スーパー
20	4人世帯	事務所
40	7人世帯	飲食店
60		
100		
200		大型スーパー
500		工場
1,000		温泉
1,500		病院
2,000		
3,000		

（２）現状と課題

「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会 報告書」（R2.7 国土交通省）

●基本使用料割合の逓増

将来の有収水量の減少に備えるためには、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制を原則とした上で、**基本使用料の割合を、漸進的に高めて行く必要がある。**

●基本水量制の解消

基本水量制は、基本水量の範囲内の使用者間の負担の公平性の観点から課題もあることから、**漸進的に解消させていくことが望ましい。**

●適切な累進度の設定

従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、**ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価(※1)に近い使用料単価(※2)を負担することが基本となるよう留意すべき。**

※1 汚水処理原価…1㎥の汚水を処理するのにかかる費用。【参考】R6決算：90.4円
※2 使用料単価　…1㎥あたりの下水道使用料収入。【参考】R6決算　21~40㎥：84.2円、200㎥：195.5円

公益社団法人 日本下水道協会「下水道使用料改定の基本的な考え方」を引用加工

（２）現状と課題

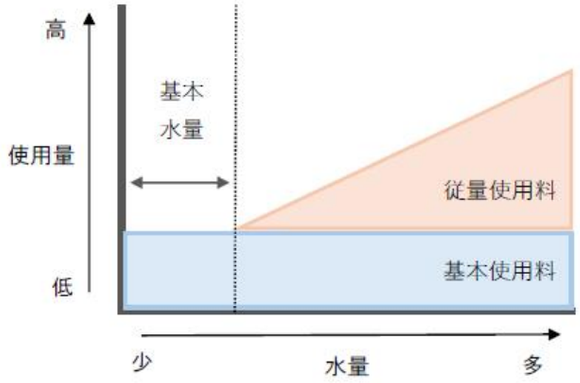
現状①　少量使用者の負担が大きい

検討事項　基本水量制の廃止

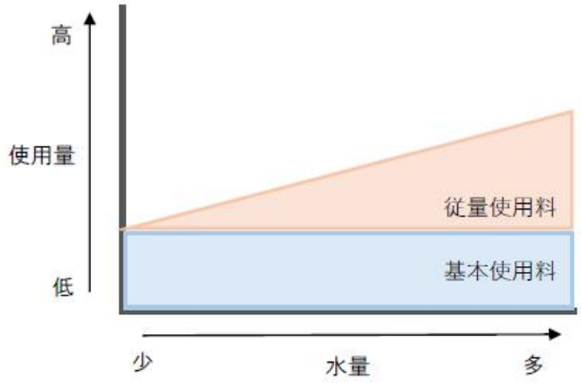
基本水量制について

基本水量制は、一定水量の利用を促進し、公衆衛生の向上や生活環境の改善を図ることを目的に全国的に導入されたといわれている。下水道の普及率・水洗化率が高水準となった現在においては、公衆衛生の向上・生活環境の改善という目的は一定の役割を終えたものと考えられ、公平性の観点などの課題が指摘されている。

基本水量ありイメージ



基本水量なしイメージ



【参考】
埼玉県内で基本水量制度を廃止した団体
・新座市（R7.7改定）
・日高市（R7.9改定）など

（２）現状と課題

現状②
大口使用者の負担が大きい

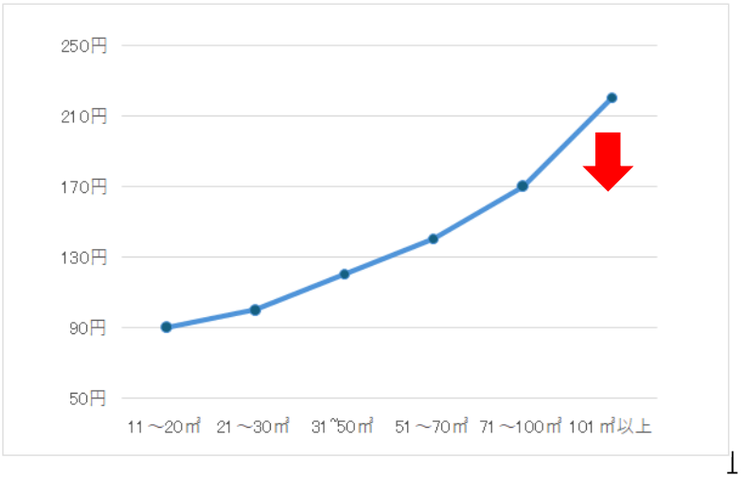
検討事項
逓増度の緩和

使用水量が多い大口使用者の負担を大きくする単価設定は、小口と大口の単価の差が大きくなるほど、大口の使用水量に下水道収入全体が大きく左右されることになる。
⇒下水道事業の経営安定化のためには、一般家庭等に配慮しながら、緩やかに見直していく必要がある。

【現状の従量使用料】

従量使用料	
排除汚水量	使用料
11～20㎥	90円
21～30㎥	100円
31~50㎥	120円
51～70㎥	140円
71～100㎥	170円
101㎥以上	220円

低
高

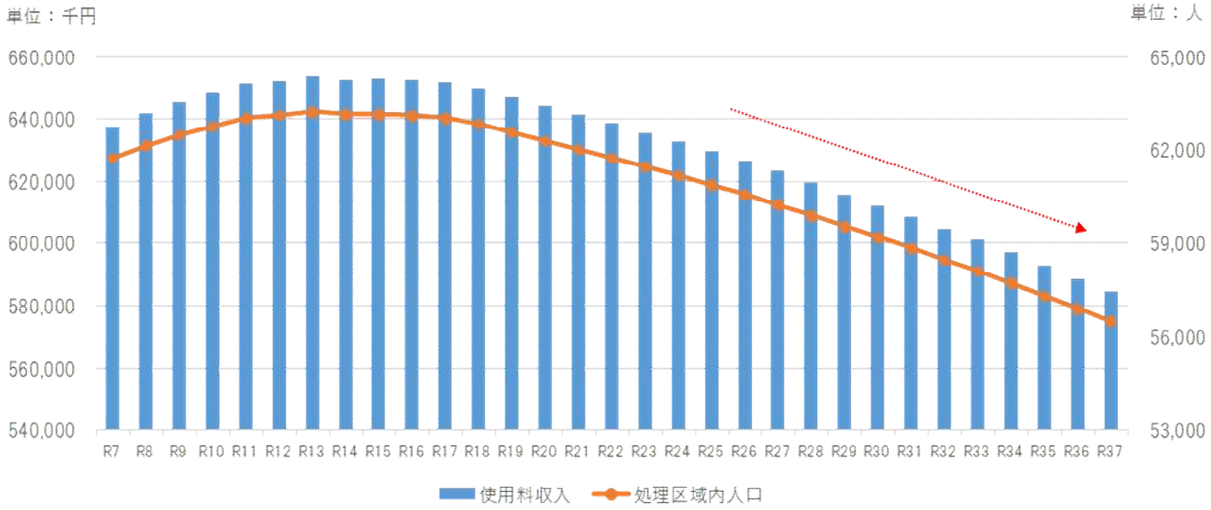


（２）現状と課題

現状③
将来的な水洗化人口の減少

検討事項
基本使用料の改定

【下水道使用料及び処理区域内人口の推計（第２回下水道事業審議会資料より）】



吉川市の人口推計

R15年度をピークに減少し、使用料もあわせて減少していく見込

下水道サービス維持のために基本使用料を漸進的に改定していく必要あり

ただし…
一般家庭等に過度な負担とならないよう配慮が必要である

（３）使用料体系のモデルパターン

【前提条件】

- **使用料の全体改定率は20%（第３回下水道事業審議会）**
- **水量区分の変更は行わない**
- **基本使用料と従量使用料はいずれも改定する**

	概要	基本水量	逓増度の緩和	基本使用料
パターン①（現状維持型）	単価一律20%	維持	なし	**増**
パターン②	基本水量を廃止して、逓増度の緩和を図った案	**廃止**	**大**	**増**
パターン③	基本水量を廃止して、逓増度の緩和を図りつつ、20~60㎥使用者へ配慮した案	**廃止**	**小**	**増**

（３）使用料体系のモデルパターン

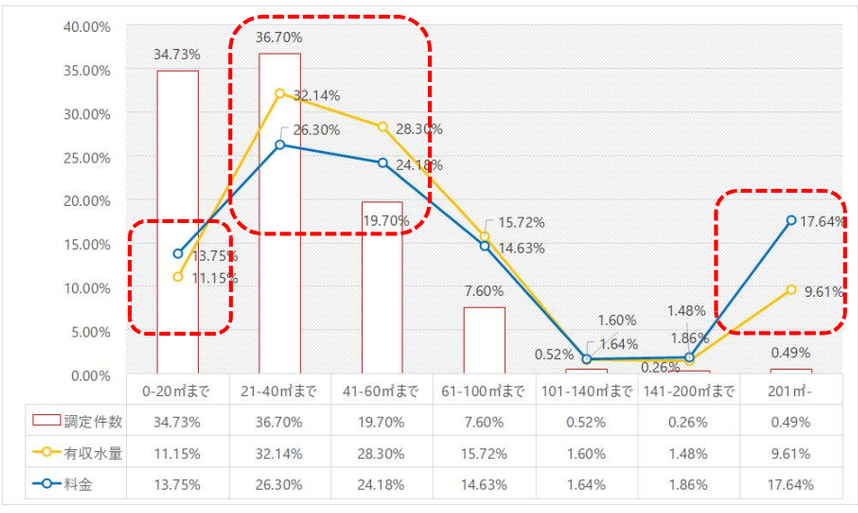
パターン①（現状維持）

●使用料体系案（２か月）

料金体系	現行 使用料（円）	改定 使用料（円）	改定率 B／A	差額（円）
基本使用料 20㎥まで	1,600	1,870	116.9%	270
21-40㎥まで	90	108	120.0%	18
41-60㎥まで	100	120	120.0%	20
61-100㎥まで	120	144	120.0%	24
101-140㎥まで	140	168	120.0%	28
141-200㎥まで	170	204	120.0%	34
201㎥-	220	264	120.0%	44

●影響額（２か月）

有収水量	現行 使用料（円）	改定 使用料（円）	差額（円）
20㎥	1,600	1,870	270
40㎥	3,400	4,030	630
60㎥	5,400	6,430	1,030
100㎥	10,200	12,190	1,990
2000㎥	422,000	506,350	84,350
10000㎥	2,182,000	2,618,350	436,350
20000㎥	4,382,000	5,258,350	876,350



【メリット】
単価の改定率は一率で公平性があり、市民にも分かりやすい内容である。
【デメリット】
現状の課題として挙げられる、少量使用者（0-20㎥）や大口使用者（201㎥-）の負担が大きい点については改善されない。

（３）使用料体系のモデルパターン

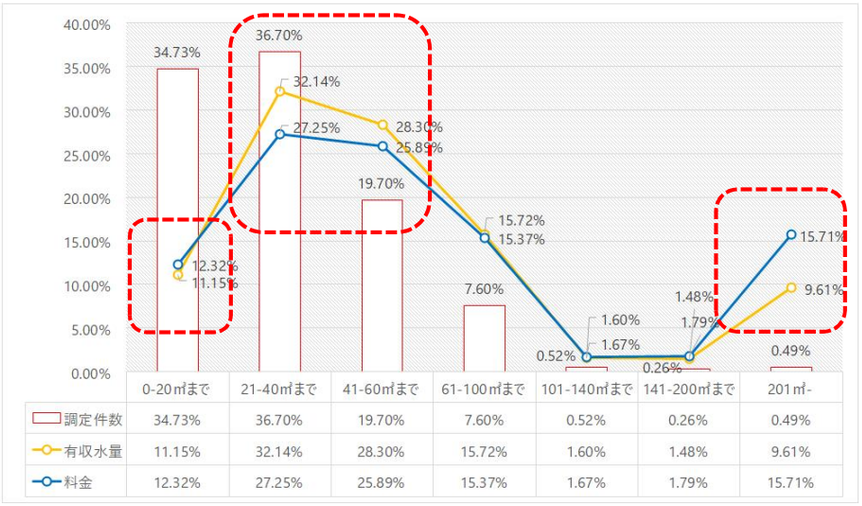
パターン②（基本水量制廃止・逓増度緩和 大）

●使用料体系案（２か月）

料金体系	現行 使用料（円）	改定 使用料（円）	改定率 B／A	差額 （円）
基本使用料	1,600	1,610	100.6%	10
1-20㎥まで	0	5	-	5
21-40㎥まで	90	128	142.2%	38
41-60㎥まで	100	132	132.0%	32
61-100㎥まで	120	145	120.8%	25
101-140㎥まで	140	160	114.3%	20
141-200㎥まで	170	185	108.8%	15
201㎥-	220	230	104.5%	10

●影響額（２か月）

有収水量	現行 使用料（円）	改定 使用料（円）	差額 （円）
20㎥	1,600	1,710	110
40㎥	3,400	4,270	870
60㎥	5,400	6,910	1,510
100㎥	10,200	12,710	2,510
2000㎥	422,000	444,210	22,210
10000㎥	2,182,000	2,284,210	102,210
20000㎥	4,382,000	4,584,210	202,210



【メリット】
現状の課題である、少量使用者（0-20㎥）や大口使用者（201㎥-）の負担が大きい点については、大きく改善する。
【デメリット】
使用者の割合が多い20㎥ー60㎥の改定率が高いため、急激な使用料改定による負担増が懸念される。

（３）使用料体系のモデルパターン

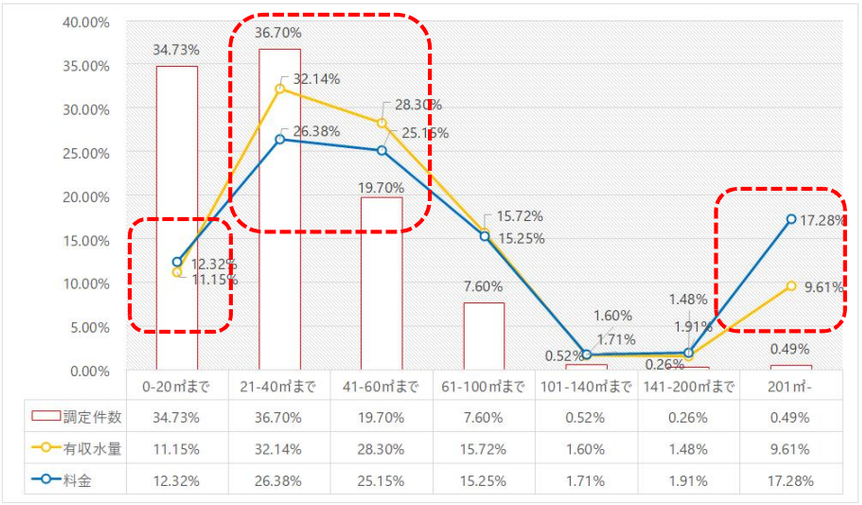
パターン③（基本水量制廃止・逓増度緩和 小）

●使用料体系案（２か月）

料金体系	現行 使用料（円）	改定 使用料（円）	改定率 B／A	差額 （円）
基本使用料	1,600	1,610	100.6%	10
1-20㎥まで	0	5	-	5
21-40㎥まで	90	120	133.3%	30
41-60㎥まで	100	130	130.0%	30
61-100㎥まで	120	150	125.0%	30
101-140㎥まで	140	175	125.0%	35
141-200㎥まで	170	205	120.6%	35
201㎥-	220	255	115.9%	35

●影響額（２か月）

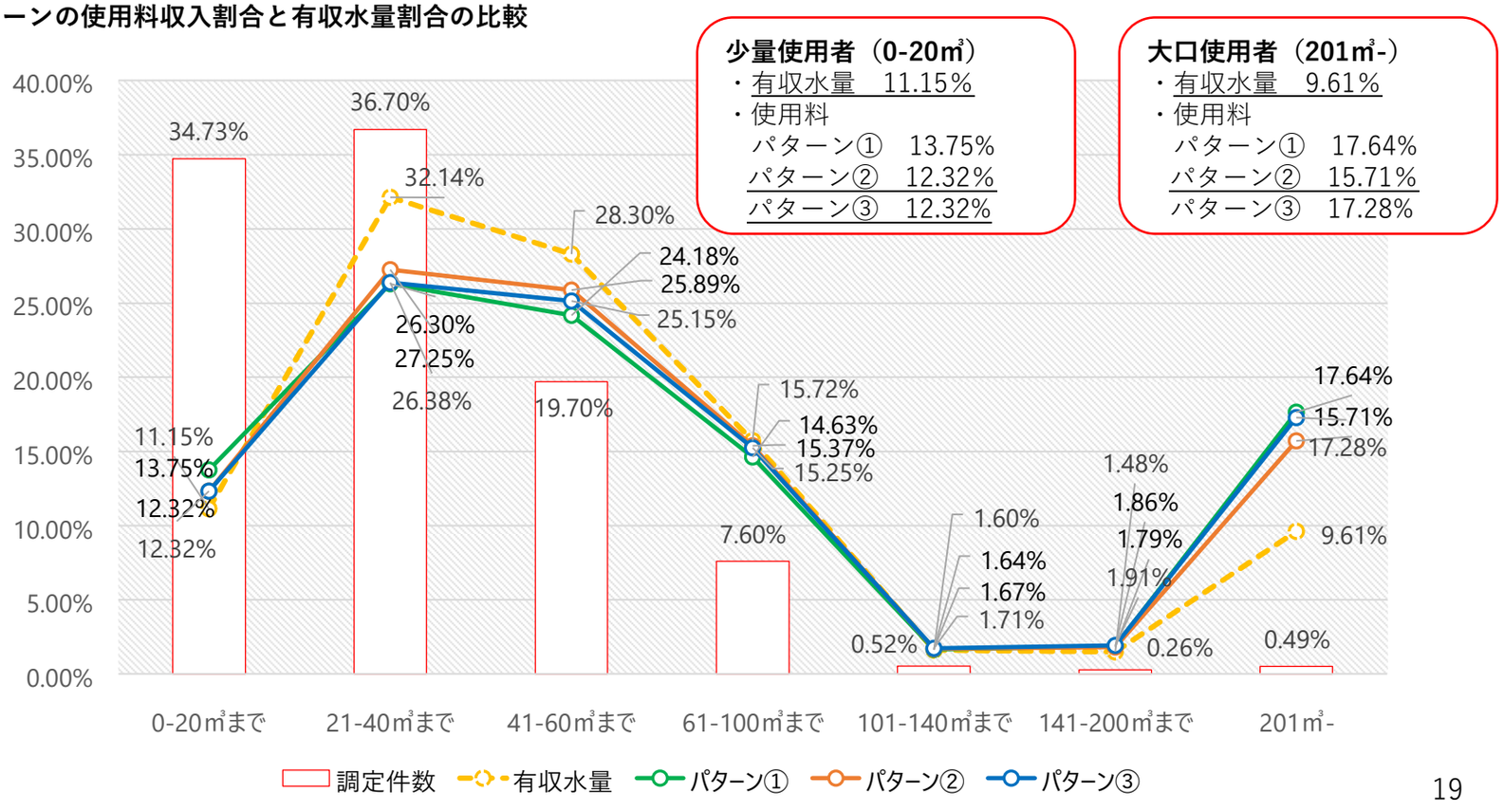
有収水量	現行 使用料（円）	改定 使用料（円）	差額 （円）
20㎥	1,600	1,710	110
40㎥	3,400	4,110	710
60㎥	5,400	6,710	1,310
100㎥	10,200	12,710	2,510
2000㎥	422,000	491,010	69,010
10000㎥	2,182,000	2,531,010	349,010
20000㎥	4,382,000	5,081,010	699,010



【メリット】
パターン②と比較して、使用者の割合が多い20㎥ー60㎥の改定率を抑えることができる。
【デメリット】
20㎥ー60㎥の改定率を抑えたことにより、大口使用者（201㎥-）の負担は微減にとどまる。

（３）使用料体系のモデルパターン

各パターンの使用料収入割合と有収水量割合の比較



（３）使用料体系のモデルパターン

各パターンの影響額（２か月分）

有収水量	【基本水量制 維持】			【基本水量制 廃止】					
	パターン①			パターン②			パターン③		
	現行使用料（円）	改定使用料（円）	差額（円）	現行使用料（円）	改定使用料（円）	差額（円）	現行使用料（円）	改定使用料（円）	差額（円）
20㎥	1,600	1,870	270	1,600	1,710	110	1,600	1,710	110
40㎥	3,400	4,030	630	3,400	4,270	870	3,400	4,110	710
60㎥	5,400	6,430	1,030	5,400	6,910	1,510	5,400	6,710	1,310
100㎥	10,200	12,190	1,990	10,200	12,710	2,510	10,200	12,710	2,510
2000㎥	422,000	506,350	84,350	422,000	444,210	22,210	422,000	491,010	69,010
10000㎥	2,182,000	2,618,350	436,350	2,182,000	2,284,210	102,210	2,182,000	2,531,010	349,010
20000㎥	4,382,000	5,258,350	876,350	4,382,000	4,584,210	202,210	4,382,000	5,081,010	699,010

（４）使用料改定の基本方針

経営戦略の改定 → 使用料改定案 審議会へ諮問 → 定例会へ 議案上程 → R10.1以降 使用料改定

≪第２回審議会≫
収支不足の確認

≪第３回審議会≫
収支不足の確認
改定率の決定(20%)

≪第４回審議会≫今回決定
使用料体系の基本方針

基本方針を踏まえて体系案を決定

（４）使用料改定の基本方針

基本水量制の廃止
逓増度の緩和
基本使用料の改定

使用者の公平性の確保　　経営の安定化

＋

使用者区分に応じて、急激な負担増とならないよう配慮する